

居宅介護支援契約書

_____様（以下、「利用者」という。）と辰野町居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行う場合は、利用者にもその担当者名を通知します。

（居宅サービス計画の決定）

第4条 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。

3. 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

4. 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

5. 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

（経過観察・再評価）

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

① 利用者およびその家族を毎月訪問し、経過の把握に努めます。

② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の見直し、要介護認定区分変更の支援等を行います。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、情報提供等の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者が希望する場合、要介護認定等の申請の代行をすることができます。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3. 利用者は当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4. 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文章で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規程は[重要事項説明書]のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難

いほどの背信行為を行なった場合、文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援1・2）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第13条 事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の情報を用いません。

（賠償責任）

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

（代理人）

第15条 契約者は、代理人を選任することができるものとする。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証明する書面を掲示してこれを行うこととする。

（連帯保証人）

第16条 連帯保証人は、契約者と連携して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとする。

2. 前項の負担は、限度額20万円を限度とする。
3. 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
4. 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害補償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

（身分証携行義務）

第17条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（相談・要望・苦情対応）

第18条 事業者は、利用者からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の相談・要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第19条 事業者は、利用者より委託された業務を行なうにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第20条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

21条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書二通を作成し、利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が（署名）記名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日		年 月 日
事業所名称		辰野町居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号		(2072401538)
事業所所在地		長野県上伊那郡辰野町辰野 1445 番地 5
利用者	住所	
	氏名	印

※署名代行者（注1）： 続柄（ ） 、氏名（ ）

（注1）手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記すること。

代理人 (注2)	住所	
	氏名	印

（注2）利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人を選任し、これを行うことができる。

連帯保証人 (自署) (注3)	住所	
	氏名	印

（注3）連帯保証人は、第16条を理解し保証意思の確認の上、自署捺印をすること。（代筆は認められません）